

○国立大学法人埼玉大学大学院人文社会科学研究所 副教育部長に関する規程

〔平成27年1月22日〕
規則第36号

改正 平成29. 3.16 28規則63 令和6. 2.15 5規則48

(設置)

第1条 国立大学法人埼玉大学大学院学則（平成16年4月1日規則第2号）第6条の4の規定に基づき、人文社会科学研究所教育部に副教育部長1人を置く。

(職務)

第2条 副教育部長は、教育部長の職務を補佐し、教育部の運営を円滑に遂行する。

(選考)

第3条 副教育部長は、人文社会科学研究所の教育・研究担当を命ぜられた教授の中から教育部長が推薦した候補者につき、人文社会科学研究所教授会の議を経て、研究科長が選考し、学長が任命する。

(任期)

第4条 副教育部長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、副教育部長に欠員が生じた場合の補欠の副教育部長の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行後、最初に任命される副教育部長の任期は、第4条本文の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとし、再任を妨げない。

附 則（平成29.3.16 28規則63）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和6. 2.15 5規則48）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。